



米原市の政務活動費の現状をご存知ですか

市議会議員政治倫理条例の検討すすむ

兵庫県の県会議員の政務活動費をめぐって、記者会見の様子がテレビやネットによって全世界に報道され、大きな反響が連日報道されています。この議員は辞職を余儀なくされ説明できない政務活動費は返還することです。しかしこの財源は貴重な県民の税金であり、またこの議員に投票した県民のことを考えると、本当に許せないことです。また議会の信頼を裏切る行為であり、民主主義に対する冒瀆です。振り返って、米原市の政務活動費と政治倫理についての現状について考えてみました。

自治基本条例で議会・議員は

議員1人12万円、すべて領収書等が必要
米原市議会政務活動費条例

(議会の責務)

第20条 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正な市政運営が行われるよう執行機関を監視し牽制する機能を果たさなければならぬ。

(交付額)

2 議会は、調査、政策提起および意見の提出等を活性化するため、具体的な対応をしなければならぬ。

第4条 会派に対する政務活動費は、年度につき12万円に、当該年度の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。※無会派も同額

(議員の責務)

第21条 議員は、住民の代表機関である議会の構成員として、自己研鑽に努め、常に市民全体の利益を行動の指針としなければならない。

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者または議員は、別に定める様式により、当該年度に交付を受けた政務活動費に係る収入および支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。この場合において、収支報告書には、収入および支出を明らかにする書類を添付しなければならない。

議会基本条例での議会・議員のあるべき姿は

(前文)

市民の代表機関としての米原市議会は、地方自治の本旨の実現と市民福祉の向上のために果たすべき役割がある。議会は、その持てる権能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行等を審議し、および評価する。自由かつ適当な討議を通してこれらの論点および争点を明らかにし、公開することは、議会の使命である。このような使命を達成するため、議会運営のルールを遵守し、議会の公正性および透明性を確保し、市民に開かれた議会のあるべき姿をここに定め、本条例を制定する。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、市民全体の代表者として政治倫理を常に自覚するとともに、法および条例を規範とし、これを遵守しなければならない。
2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

議員倫理条例の状況は

議会基本条例が昨年11月に施行され、1年以内に議員倫理条例を制定するとされていることにより、現在議員倫理条例制定の準備がなされています。素案が出来ましたらパブリックコメントが実施されます。議員の倫理にかかる具体的事例(政治倫理基準・議員の請負禁止・審査請求)等意見として提出できます。



十一月(三月(5が月間)の収支報告
詳細は米原市ホームページに掲載されています。

政務活動費収支【円】	政策研究会マイバラ	創政クラブ	清風クラブ	日本共産党市議団	無会派
収入	210,002	280,016	150,012	150,012	50,005
支出	206,917	279,708	0	150,489	48,420
返還額	3,085	308	150,012	0	1,585
議員数	7人	6人	3人	3人	1人